

いつでも喜多方暮らし体験ツアー実施要領

1 趣旨

いつでも喜多方暮らし体験ツアー（以下「体験ツアー」という。）は、本市への移住を検討している方を対象として、移住希望者のニーズに沿ったオーダーメイド方式による体験ツアーを企画・実施することで、本市への移住・定住の促進を目的とする。

2 対象者

体験ツアーの参加対象者は、次に掲げるいずれにも該当する者とする。

- (1) 喜多方市外に居住し、かつ、本市への移住や二地域居住に関心のある者
- (2) 喜多方市暴力団排除条例（平成 24 年喜多方市条例第 32 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でない者

3 日程

原則として、参加者が希望する日の 9 時 0 0 分から 17 時 0 0 分までとする。

4 内容

参加者が希望する内容を基に相談・決定し、主に市内で行う次に掲げる内容とする。

- (1) 生活環境や自然環境等の見学
- (2) 公共施設の見学
- (3) 先輩移住者への訪問
- (4) 各種体験

5 参加費用

体験ツアーへの参加に係る費用は無料とする。ただし、本市までの往復交通費、飲食代、宿泊費、体験料又は燃料代等は参加者の負担とする。

6 実施までの流れ

(1) 申込み

体験ツアーへの参加希望者は、体験ツアー希望日の 20 日前までに、市に郵送、メール又は FAX 等によりいつでも喜多方暮らし体験ツアー参加申込書（様式第 1 号）を提出するものとする。

(2) 相談

市は、電話又はメール等により、参加希望者から体験ツアーの希望内容について聞き取りを行うものとする。

(3) 提案

市は、参加希望者に合わせたプランを作成し、体験ツアー実施日の5日前までにメール、郵送又はFAX等により行程表を送付することとする。

(4) 実施

市は、行程表に基づき体験ツアーを催行するものとする。なお、体験ツアー中の移動手段は原則として公用車とする。ただし、参加者内にチャイルドシートを必要とする者がいる場合等は、参加者は自家用車で移動するものとする。

7 注意事項

- (1) 参加者は、体験ツアーに申込みをした時点で、本要領に同意したものとする。
- (2) 参加者は、体験ツアー終了後、アンケートに協力するものとする。

8 申込み・問合せ先

喜多方市企画政策部地域振興課

〒966-8601

福島県喜多方市字御清水東 7244 番地 2

TEL：0241-24-5306 / FAX:0241-25-7073

メール：chiiki@city.kitakata.fukushima.jp

9 その他

この要領に定めるもののほか、体験ツアーの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。